

合併後の教育行政のあり方

1 合併後の教育事務所の設置

これまでの教育行政との継続性を確保しながら，合併に伴う諸課題に迅速に対応するため，政令市移行までの当分の間，現在の各市町村教育委員会の組織を考慮した「教育事務所」を設置する。

2 政令指定都市・新潟市の教育行政のあり方

(1) 生涯学習のあり方

これまで各市町村は，住民の参画を得ながら，固有の歴史や文化に根ざした多彩な生涯学習施策を展開してきた。合併後においても，そうしたこれまでの取組みを尊重し，各地域の特色を生かすことを重視する。

生涯学習の組織は，公民館に運営審議会が設けられるなど，本来，分権型の運営が基本とされている。政令市においては，各区の基幹公民館及び基幹図書館の機能を充実し，公民館運営審議会・図書館協議会を区ごとに一本化し，区内の生涯学習のあり方を審議できる場とする。

(2) 学校教育のあり方

学校教育においては，政令市に移管される県費負担教職員の任免権を生かしながら，各学校が家庭・地域と連携し，特色ある学校づくりを進めるための支援体制を強化することが重要である。学校と教育委員会の密接な連携を保ち，地域の特色と実情に基づいた支援ができるよう，事務局体制を強化・充実させる。

(3) 各区での子ども・教育相談センターの設置

これまで各市町村で設置されてきた子ども・教育相談部門の充実を図り，各区に子ども・教育相談センターを設置する。

(4) (仮称)「区教育行政評議員会」の設置

学校教育・生涯学習両分野を含む，区における教育行政全般のあり方を審議し，教育委員会に提言できるようにする。

教育委員会は，提言を踏まえて，各区の特色を伸ばし，地域の実情に合致した方針の策定に努める。